外国新聞分担保存協定書に関する覚書

平成6年4月21日

- 1. 分担保存の開始は、平成6年1月1日からとする。
- 2. 保存紙の選定について
 - (1) 委員会は、選定のために加盟館の外国新聞所蔵リストを作成する。
 - (2) 加盟館は、外国新聞所蔵リストに変更が生じた場合、委員会へ報告する。
 - (3) 保存紙の対象は、継続購入されているものに限定する。
 - (4) 外国新聞所蔵リストの中で、1館1タイトルしか所蔵されていない場合は、保存紙の対象外とする。
- 3. 保存館・協力館について
 - (1) 所蔵館の中で保存館の対象は1館とし、それ以外を協力館とする。
 - (2) 保存館の決定は、相互協力の原則に立って委員会で行うが、1館当たりの分担保存のタイトル数は、現在所蔵しているタイトル数に比例して行うことを基本とする。
 - (3) 協力館は、保存館の欠号補充に譲渡等で協力する。
- 4. 利用協力について
 - (1) 委員会は、利用協力のための外国新聞分担保存所蔵目録を必要に応じて作成し、加盟館へ配布する。
 - (2) 保存紙の利用は、「私立大学図書館相互協力便覧」の手続き要領によって行う。